

議案第5号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表52の項金額の欄第4号中「で、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する」を加え、「(次号に掲げる場合を除く。)」を削り、同欄第5号中「で、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する」を加え、「(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法（市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。）を採用した場合に限る。)」を削り、同表53の項金額の欄第4号中「で、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する」を加え、「(次号に掲げる場合を除く。)」を削り、同欄第5号中「で、」の次に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する」を加え、「(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。)」を削り、同表54の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表57の項金額の欄第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同表58の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例中別表52の項、53の項及び57の項の改正規定は公布の日から、同表54の項及び58の項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。